



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

# 審査支払事務の見直しに向けた対応について

平成30年4月26日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

## 1. チェック要件等の見直しについて

# 1. チェック要件等の見直しについて

○平成30年年5月審査より、以下のとおりチェック要件等の見直しを行います。

チェック項目		チェック内容
①報酬告示に応じた チェック要件 の変更	1.定員区分に応じたチェックの見直し	定員区分を使用したときと、多機能型等定員区分を使用したときで、チェック要件等を見直す。 基本報酬に関する要件のチェックと、加算に関する要件のチェックで、チェック要件等を見直す。 事業所の届出に関する要件のチェックと、定員区分に関する要件のチェックで、チェック要件等を見直す。
	2.夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し	事業所台帳上の対象利用者数と異なる加算が請求された場合、対象利用者数未満の報酬が超過の報酬かに応じて、チェック要件等を見直す。
	3.送迎加算にかかるチェックの見直し	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無に過去の設定値(「有り」)を設定している場合と、 月途中で送迎加算の要件が変更となり(送迎加算Ⅰ⇒Ⅱに変わる等)、変更の届出が間に合わずに請求された場合で、チェック要件等を見直す。
	4.地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し	前日または翌日のサービス提供状況を踏まえ、入院・外泊の初日及び最終日に当該加算を算定する場合、正常とするようチェック要件等を見直す。
②基準値の 超過状況に 応じたチェッ ク要件の細 分化	1.派遣人数にかかるチェックの見直し	同一日時単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックするようチェック要件等を見直す。
	2.算定時間数にかかるチェックの見直し	サービス提供実績記録票に記載されている算定時間数と、開始・終了時間から算出した算定時間数の関係に応じて、チェック要件等を見直す。
③契約情報の提出状況に応じたチェックの見直し		契約情報の提出が任意となっている通所系サービスについても提出を必須とするようインターフェースを見直した上で、通所系サービスについてもチェック対象とするようチェック要件等を見直す。

## 2. 新たなチェックの追加について

## 2. 新たなチェックの追加について

○平成30年5月審査より、以下のチェックを新たに追加します。

チェック項目	チェック内容
①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	加算の算定回数と当該月の日数の整合性、基本報酬と加算の算定回数の整合性、加算間の算定回数の整合性をチェックする。
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。
④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。

### 3. 警告からエラーへの移行について

### 3. 警告からエラーへの移行について

#### (1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行する。  
 なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、第一段階は請求情報の整合性チェックに関するものを移行し、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェックに関するものを移行することを予定している。

#### (2) 対応スケジュール

- チェック要件等の見直し、警告区分(警告(重度))の追加及び新たなチェックの追加は、平成30年5月に対応する。
- 「警告」から「エラー」への移行の第一段階については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、平成30年11月審査分(平成30年10月サービス提供分)からを予定している。  
 なお、審査支払等システムにおいては、平成30年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。
- 第二段階については、新たなチェックの追加等も含め、順次対応を実施する。

 : 審査支払等システムへのリリース

No	時期	対応内容	2018年度		2019年度	
			上期	下期	上期	下期
1	第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	 5月			
2		警告からエラーに移行	 	 11月(予定)		
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加				
4		警告からエラーに移行				

※: 警告  
★: 警告(エラー移行対象)

### 3. 警告からエラーへの移行について

#### (3) 第一段階(平成30年11月予定)の移行対象エラーコード一覧

○ 第一段階(平成30年11月予定)の移行対象エラーコードは、以下のとおり。

※エラーコードのメッセージについても見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ(現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
1	EE31	※受付:明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	※受付:利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	★受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項番が1になっていません	★受付:上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています(相談支援事業所を除く)
6	EJ29	※受付:日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付:日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています
7	EL03	※受付:サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付:契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています
11	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
12	EL10	※受付:当月の利用日数が当該月の日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超過しています
13	EL12	※受付:日数合計が当該月の日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超過しています
14	EL19	※受付:利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
15	EL22	※受付:地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	★受付:地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
16	EL23	※受付:入院日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「入院日数」が当該月の日数を超過しています
17	EL24	※受付:外泊日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「外泊日数」が当該月の日数を超過しています
18	EL54	※受付:退所日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
19	EL56	※受付:サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	★受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
20	EL58	※受付:退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
21	EL72	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
22	EL75	※受付:退居日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
23	EL76	※受付:退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
24	PA30	※受付:生活訓練利用期間に応じた請求ではありません	★受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
25	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です
26	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です
27	PB77 (PB48)	※受付:送迎加算の算定要件が一致しません	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(Ⅰ)及び送迎加算(Ⅱ)は算定できません
28	PJ64	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	★受付:有期有目的(91~181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月であることが必要です
29	PJ65	※受付:有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
30	PJ66	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前であることが必要です
31	PJ67	※受付:有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
32	PJ68	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	★受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です
33	PJ69	※受付:有期・有目的期間(181日以上)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超過しています
34	PJ78	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	★受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
35	PP10	※支給量: 合計算定日数(日)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません
36	PP13	※支給量: 家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」と一致していません
37	PP16	※支給量: 実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません
38	PP17	※支給量: 地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の入所中算定・退所後算定の回数と一致していません
39	PP18	※支給量: 訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
40	PP22	※支給量: 食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません
41	PP23	※支給量: 入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
42	PP24	※支給量: 帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と一致していません
43	PP25	※支給量: 自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の入居中算定・退居後算定の回数と一致していません
44	PP28	※支給量: 初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
45	PP30	※支給量: 通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」と一致していません
46	PP32	※支給量: 入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
47	PP34	※支給量: 訪問型1時間未満(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」と一致していません
48	PP35	※支給量: 訪問型1時間以上(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」と一致していません
49	PP38	※支給量: 日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
50	PP39	※支給量: 移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
51	PP41	※支給量: 明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	★支給量: 請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
52	PP46	※支給量: 欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
53	PP48	※支給量: 合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
54	PP51	※支給量: 特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	★支給量: 請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えています
55	PP55	※支給量: 集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	★支給量: 地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
56	PP56	※支給量: 退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日(年月日)」の設定が必要が必要です
57	PP59	※支給量: 合計算定日数(日)が正しく設定されていません	★支給量: 請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
58	PP61	※支給量: 授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
59	PP62	※支給量: 休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
60	PP63	※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません
61	PP64	※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります
62	PP65	※支給量: 夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
63	PP68	※支給量: 共同生活援助の様式18-1がありません	★支給量: 共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
64	PP69	※支給量: 受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	★支給量: 受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
65	PS28	※受付: 開始時間が不正または形式に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
66	PS33	※受付: 終了時間が不正または形式に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
67	PS39	※受付: 食費の単価が正しく設定されていません	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要が必要です
68	PS40	※受付: 光熱水費の単価が正しく設定されていません	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要が必要です
69	PS47	※受付: 各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	★受付: 実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
70	PS48	※受付: 各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	★受付: 実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
71	PS49	※受付: 実費合計額(円)の計算値が不正です	★受付: 実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
72	PS51	※受付:入所時特別支援加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
73	PS56	※受付:初期加算・30日目(年月日)の日付が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
74	PS64	※受付:施設外支援 累計が180日を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています
75	PS66	※受付:訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
76	PS67	※受付:訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
77	PS78	※受付:重度包括・短期入所合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:実績記録票の重度包括の「短期入所合計日数」がサービス内容が「短期入所」の明細合計と一致していません
78	PS79	※受付:その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	★受付:「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
79	PS83	※受付:重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	★受付:実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません
80	PS88	※受付:帰宅時支援加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
81	PS90	※受付:家庭連携加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
82	PS94	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
83	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
84	PT26	※受付:入院時支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
85	PT27	※受付:訪問支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
86	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
87	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	★受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」以外の場合、「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」は設定できません
88	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
89	PT55	※受付:補足給付適用の有無と補足給付額の関係が不適切です	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円/日)」の設定が必要です
90	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
91	PT80	※受付:欠席時対応加算が算定可能回数を超えています	★受付:「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えています
92	PU05	※受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています
93	PU08	※受付:送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
94	PU09	※受付:送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
95	PU37	※受付:重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
96	PU48 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
97	PU50 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
98	PU52 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
99	PU54 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
100	PU55 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
101	PU57 (PT30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています
102	PU59 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています
103	PU98 (PU04)	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験利用加算Ⅰが算定可能回数を超えています
104	PU99 (PU04)	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験利用加算Ⅱが算定可能回数を超えています

### 3. 警告からエラーへの移行について

- 審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、新たに追加するエラーコードのうち、移行対象エラーコードは、以下のとおり。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EF27	★受付:実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
2	EK49	★受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EK50	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EK51	★受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EK52	★受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EK53	★受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EK54	★受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EK55	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EK56	★受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EK57	★受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EK58	★受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EK59	★受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EK60	★受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EK61	★受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EK62	★受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EK63	★受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EK64	★受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EK65	★受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	EK66	★受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EK67	★受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EK70	★受付:就労支援関係研修修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	EK80	★受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	EK85	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	EK86	★受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	EK87	★受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	EK88	★受付:送迎加算(重度)の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
41	EK89	★受付:重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
42	EK90	★受付:重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(体制有り)の「回数」の合計を超えています
43	EK91	★受付:重度障害者支援加算(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計を超えています
44	EK92	★受付:地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
45	EK93	★受付:重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています
46	EK94	★受付:単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています
47	EK96	★受付:食事提供加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	EK97	★受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	EK98	★受付:児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
50	EK99	★受付:特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
51	EQ01	★受付:保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
52	EQ02	★受付:職業指導員加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
53	EQ03	★受付:重度障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
54	EQ04	★受付:重度重複障害児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
55	EQ05	★受付:強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
56	EQ06	★受付:幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
57	EQ07	★受付:心理担当職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
58	EQ08	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
59	EQ09	★受付:自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
60	EQ10	★受付:小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
61	EQ11	★受付:乳幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
62	EQ12	★受付:重度障害児支援加算(強度行動障害)の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています

### 3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
63	EQ13	★受付:強度行動障害児特別支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています
64	EL86	★受付:実績記録票の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
65	PB74	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
66	PB75	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
67	PB76	★受付:精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています
68	PJ89	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
69	PJ90	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
70	PK10	★受付:有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前であることが必要です
71	PK11	★受付:有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
72	PK12	★受付:有期有目的(61～90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61～90日の年月であることが必要です
73	PK13	★受付:有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
74	PP91	★支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
75	PP92	★支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
76	PP93	★支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
77	PQ22	★支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
78	PQ23	★支給量:医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
79	PQ24	★支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
80	PQ25	★支給量:保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています